

小売全面自由化等の詳細制度設計について（意見）

（一社）日本コミュニティーガス協会

第23回ガスシステム改革小委員会において審議された「小売全面自由化等の詳細制度設計について」（資料6）、以下のとおり、意見を提出します。

1. 詳細制度設計に当たっての基本的な考え方

- ① 簡易ガス事業は廃止され、ガス小売事業の一部とされたものの、旧簡易ガス事業に相当する事業については、括弧書きで従前と同様の定義（改正法第2条）により、一般のガス小売事業と書き分けてある。
- ② したがって、託送供給による新規参入を念頭に置いた一般のガス小売事業とは、託送によらない旧簡易ガス相当事業は事業特性が異なるのであるから、具体的な制度設計ではその相異を踏まえた取扱いがなされることは、法律上も問題はなく、むしろ当然のことと理解される。
（第22回の小委員会で審議された説明義務・書面交付義務における書面に記載すべき事項でも、同趣旨の取扱いとされている。）
- ③ 一般の論点についても、事業の特性やガスの種類を踏まえて、登録事項、申請書の様式、提出書類など、必要最小限にして現行より事業者負担が増大することがないようにするべきである。

2. 第6条第1項第4号の具体的判断基準について

資料6、P7の（注）では、「旧簡易ガス事業に相当するガス小売事業の用に供する導管が、一般ガス導管事業者の導管との関係で著しい二重投資となり、その結果、一般ガス導管事業者の供給区域内の需要家の利益を阻害する場合には、登録拒否の対象となり得る」とあるが、次のように大きな問題がある。

- ① 旧簡易ガス相当事業の導管はLPガスを供給する導管であり、天然ガスを予定する一般ガスの導管とは異なるため、“二重”の投資には該当しない。過去の小委員会の審議でも、異なるガス種の導管について「二重導管」とは言わないと整理されたと理解している。
また、旧簡易ガス相当事業には、独占性を有するものではなく、需要家利益の阻害は考えられない。
- ② ガスシステム改革の目的の一つは、競争の活性化による料金の低廉化であり、ここにおける競争とは、天然ガス同士だけではなく、他のガス種やエネルギーとの競争も当然含まれるはずである。競争により一般ガス導管の利用が減少し、採算性が悪化すると託送料金が引き上げられ、その結果

として需要家利益を阻害するとの考え方は誤っており、むしろ、利用が減少すれば業務効率を上げ、コストの低減を図って、その利用を増やすべく託送料金の低減を図る方向に努める結果、ガス料金の低廉化・抑制につながることになる。これこそ需要家利益の**はず**であり、ガスシステム改革の目的であろう。提案された判断基準は、ガスシステム改革の目的に反する。

- ③ 先の小委員会の審議では、小売全面自由化に伴い地域独占を撤廃し、需要家の選択による都市ガスの供給区域への参入を可能にしたはずであり、小委員会の審議結果にも反することになる（参考1）。

また、提案のような抽象的基準で参入規制をすることは、「需要家利益」の名前を借りて参入規制を行ってきた従前の一般ガス優先の考え方と何ら変わらないものになる（参考2）。

- ④ 仮に、真に「需要家利益を阻害する場合」があるとすればどのような場合か、誰もが納得できるような具体的な事例や基準を明示すべきである。

（参考1）ガスシステム改革小委員会報告書（平成27年1月）の抜粋（P38）

I. ガスシステム改革の方向性

3. 新たなガスシステムの在り方

（6）簡易ガス事業に係る制度について

②簡易ガス事業制度の抜本的見直し

（ア）現行一般ガス事業の供給区域での参入規制

近年、都市開発の速度が減速し、郊外での住宅団地開発が減少した結果、簡易ガス事業の開始が地域全体の需要家利益を害する状況や、一般ガス事業の供給区域内での簡易ガス事業による二重投資の弊害が懸念される状況は生じにくくなっている。以上の状況を踏まえ、現行の一般ガス事業の供給区域における簡易ガス事業の参入規制は撤廃することが適当である。

（参考2）現行の簡易ガス事業の許可基準

法第37条の4 経済産業大臣は、第37条の2の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一、二 （略）

三 その供給地点が一般ガス事業者の供給区域内にあるものにあつては、その簡易ガス事業の開始によってその一般ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある地域についてその一般ガス事業者の適切かつ確実なガスの供給計画がある場合には、その簡易ガス事業の開始により、当該地域におけるガスの使用者の当該供給計画の実施によって受けるべき利益が阻

害されないこと。

四 その簡易ガス事業の開始によってその供給地点についてガス工作物が著しく過剰とならないこと。

五～七 (略)

3. ガス小売事業者の登録申請書に記載すべき事項及び変更登録について

① 登録の趣旨が、資料6、P3の需要に見合った供給能力を確保できているか否かを確認するものであることに異論はないが、旧簡易ガス相当事業においては、託送供給で行うものではないので、託送供給における同時同量を前提とした内容にする必要はない。

もちろん旧簡易ガス相当事業についても、十分な設備能力を有するか否か判断するためピーク時の量を算定することはできるが、簡易ガス事業者は「ピーク時1時間当たりの需要量」を常に意識して管理しているわけではないので、従前と同様に、登録事項としては供給地点群ごとに「供給地点の数」と「ガス工作物とその設備能力」とすることが自然であり、既存事業のスムーズな移行にもなる。

(参考) 現行の許可の申請

法第37条の3 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 供給地点及びその数

三 特定ガス工作物の位置、構造及び能力別の数

② 変更登録を受けるべき変更事項として、P10、11では「需要見込み(供給能力の見込み)を増加(減少)させる場合であって、供給能力の見込み(需要見込み)を上回る(下回る)もの」とされているが、それぞれの場合に変更登録すべき事項は必ずしも明確ではない。具体的に挙げれば、供給地点の数(需要量の見込み)と設備能力と考えられるので、旧簡易ガス相当事業においては、前述のとおり、「供給地点の数」(計画する供給地点数)を登録事項とし、「これらを変更する場合(軽微な変更を除く。)」とすることが自然で、中小零細の事業者にとっても分かり易い。

託送により小売供給を行なう訳ではない旧簡易ガス相当事業者は、提案された「ピーク時1時間当たりの需要量」を日頃から意識しているわけではないので、何時、「需要の見込み」が「供給能力の見込み」を上回ったのか、うっかり行うべき登録変更を失念することさえ生じかねないことになる。

4. 供給力確保義務について

- ① 資料6、P15の「何をもって供給力確保義務が履行されているか」について、「変動分を含めた需要のことであり、・・・これを上回る『供給能力』を確保すること」とあるが、産業用が多くを占める一般のガス小売事業と異なり、家庭用が大部分を占める旧簡易ガス相当事業については、設備能力に織込み済みの季節性以外には大きな需要の変動はない。旧簡易ガス事業の供給能力は、供給地点群ごとに判断するにしても、その判断は、これまでどおり、既に登録されたガス工作物の「設備能力」をもって行うはずである。
- ② 供給力確保命令も、「供給設備の必要な増強等を行わ」ないときに発動するというのであるから（P16の（注）），“設備能力をもって”供給力確保義務を履行されていることをみることになる。
- ③ このようにみてくると、P15の（注1）で供給力確保義務の「中長期的に履行され得るか・・・供給計画で確認する」としているが、旧簡易ガス事業については、現行どおり設備能力をみれば十分であり、新たに供給計画を毎年度届出させる必要性があるのか疑問である。

今後の供給計画の内容や様式の検討では、事業者負担の軽減や行政事務の効率化の観点から、既に登録された事項と重複することがないように中長期的な観点から必要な内容に限定して、極めて簡便なものとするべきである。